

WAKAYAMA AZALEA ROTARY CLUB



Weekly Report

VOL.14 No.36 TOTAL 598 平成24年4月16日 第616回例会

[例会日] 毎週月曜日 12:30~13:30

[例会場] 和歌山市湊通り丁北2-1-2 アパローム紀の国

[事務局] 和歌山市雑賀屋町52 南方ビル2階(〒640-8249)

TEL073-435-3470/FAX073-435-3472

E-mail: wa-az-rc@naxnet.or.jp

会長/後和 信英 [会報委員] ○宮本 和彦
副会長/西田美恵子 ○南方 孝一 田邊 和喜
幹事/小形みちる 足立 聖子 松本 博



2011-12年度
国際ロータリーのテーマ

こころの中を見つめよう 博愛を広げるために

R I 会長 カルヤン・パネルジー

Reach Within to Embrace Humanity

2011-12年度
アゼリアロータリーのテーマ

『ロータリーの原点を回想』

＜本日の例会＞

■ 第616回例会 4月16日(月)

☆内部卓話 白神 修次会員

「今、夢中になっている事」

＜次回のお知らせ＞

■ 第617回例会 4月23日(月)

☆外部卓話
「和歌浦の活性化について」

和歌の浦温泉 萬波 (株)MANPA
代表取締役社長 坂口 宗徳様

＜前回の例会記録＞

■ ローターソング 日も風も星も

■ ゲスト紹介

■ ビジター紹介

■ 出席報告 会員数35名 内出席免除2名

本日の出席(4/9) 29/35名 82.85%

前々回修正出席(3/26) 27/35名 77.14%

■ メイキャップ 役員及びクラブ行事へ 2名

＜四つのテスト＞

言行はこれに照らしてから

- I. 真実かどうか III. 好意と友情を深めるか
II. みんなに公平か IV. みんなのためになるかどうか

●市内9ロータリークラブ例会情報

| クラブ名 | 日時 | 内容 |
|---------|----------|--------------------|
| 和歌山北 | 4月16日(月) | クラブ創立記念例会 |
| 和歌山 | 4月17日(火) | |
| 和歌山サライズ | 4月17日(火) | |
| 和歌山東南 | 4月18日(水) | |
| 和歌山西 | 4月18日(水) | |
| 和歌山東 | 4月19日(木) | 臨時総会「次々期会長選出」 |
| 和歌山城南 | 4月19日(木) | クラブフォーラム I.D.M.発表④ |
| 和歌山南 | 4月20日(金) | |
| 和歌山中 | 4月20日(金) | 卓話「交通安全について」 |

○ 会長報告



会長 後和信英

皆様、こんにちは。本日もご出席ありがとうございます。

桜の開花も満開になり、和歌山城公園では、4/7 4/8は両日とも昼も夜も大変な賑わいでした。

さて、4月7日、8日と、地区大会に出席してまいりました。前日の歓迎会では、早乙女文楽、狂言も鑑賞でき、私にとって、心に残る地区大会でした。

表彰では、和歌山アゼリアRCは、「田原年度」2010-2011年度のR I 会長賞をいただきました。

とても名誉なことだと思います。最後に参加されたメンバー大野会員、松本会員、白神会員、北野会員、田原会員、吉岡会員、小形会員の皆様方、お疲れさまでした。

次に4月5日の理事会報告をいたします。

①社会奉仕委員会、白神理事より街頭募金、旭学園の交流、ワンワン基金の件(報告)

・街頭募金は、「東日本大震災街頭募金活動」として4月26日(木)か27日(金)に実施する。また、広報委員会に報道機関への取材依頼をお願いする。

・旭学園は、6月2日、に訪問。

・ワンワン基金は、例年通りライトハウスへ寄付。

6月の例会にて贈呈式を行い、卓話をお願いする。いずれも承認。

②新入会員の件(報告)

後和会長より。

・澤本会員より、新入会員候補者の推薦があり、会

長と澤本会員で近日中に訪問する旨の報告あり。
以上会長報告と致します。
ありがとうございました。



● 幹事報告



幹事 小形みちる

こんにちは。昨日の地区大会に出席
させて頂きました。ご参加して頂き
ました会員の皆様方、お疲れ様で
ございました。私にとって、初めての地区大会で、こ
の2日間は貴重な体験でした。ありがとうございます。
そして、先週お願いしました、東日本大震災義
援・支援金の募金額は6,757円でした。ご協力あり
がとうございます。以上で幹事報告終了です。

● 委員会報告

◎青少年育成委員会

小門薫子会員



旭学園訪問の日程が6月2日(土)に
決定いたしました。後日改めてご案内
をお出ししますが、できるだけ多
くのアゼリア会員の方々にご参加、
ご協力いただき、子ども達とのふれあいを通じて、
社会奉仕活動をしたいと思っております。どうぞ
協力のほど、よろしく願い申し上げます。

◎雑誌・広報・IT委員会

中村善夫会員

4月号「ロータリーの友」読みどころ紹介
まずは横組みより



6頁から、「ロータリー雑誌の仲間
たち」と題して、世界で発行されて
いる31のロータリー雑誌がでており
ます。よく見ると、そのうち13のロー

タリー雑誌が隔月の発行となっております。逆に、
月間は10であります。毎月発行するのは大変なんだ
なあと考えた次第であります。

8頁から13頁にかけては、「ロータリーの友」がど
のような経緯で発行に至り、現在どのようにして発
行されているかを知ることが出来ます。また、時代
の要望でしょうか、雑誌を電子版にする苦労話など
も載っております。

30頁では、インドでポリオが1年間無発症との記事
があります。今期のR Iの会長がインドの方なので、
頑張ったのでしょうか。ちょっと意地悪な発想です
みません。

35頁に、当地区のガバナーである大澤徳平氏の話が
出ております。人には言えないイロイロなご苦労が
あったのでしょうか。そんな風に思える話であります。

次に縦組みより

2頁からの「観光とリニア中央新幹線」は、読みご
たえがあります。ただ、4頁の一番下の段にマイナ
ス269度で電気抵抗がゼロになるとあるのですが、
そんなに冷たくしたら線路がカチカチに凍ったり、
夏の暑い時にはどうやって冷やしているのだろうか
とか、子供みたいな疑問ばかりで、その辺の詳しい
ことを知りたいなあと思いました。

17頁に「粉河ロータリークラブ」のバナーが掲載さ
れております。

最後に28頁に「クラブ初のOB会」という記事があ
りまして、こんなのを今後やっていっても面白いか
なあといい、紹介させていただきます。

◎ゴルフ同好会

貴志孝生会員

4月2日(土)に泉南CCで開催された、地区大会記

念ゴルフ大会に、アゼリアRCから、掛下吉三会員、松本博会員、貴志の3名が参加し親睦を深めて参りました。

成績は、貴志がハンディに恵まれ9位に入賞いたしました。



◎会長エレクト

掛下吉三会員



4月15日(日)に、2012-13年の地区協議会が、スターゲイトホテル関西エアポートにて開催されます。

詳細につきましては、参加をお願いしている方々に、既にご案内をさせていただいておりますが、登録受付が10時～11時で、開催時間が11時からとなっておりますので、遅れずにお越し下さい。また当日は手続要覧、クラブ役員キットをご持参下さい。よろしくお願い致します。

◎内部卓話

「弁護士のよもやま話し」



田邊和喜会員

本日は、弁護士のよもやま話と題しまして、弁護士業務をご紹介します。以前、足立先生が離婚事件のお話をしておられましたので、話題が重複しないよう、今回は刑事事件のお話をさせていただきます。

刑事事件は、警察官(場合によっては検察官)による捜査から始まります。どうやら犯罪が発生したな、

ということ警察官が認識したときに、捜査が始まるわけです。

この人が犯人だという容疑をもたれている者(被疑者)は、どんな場合でも逮捕されるというわけではありません。被疑者が逃げてしまうおそれなかったり、証拠を隠滅するおそれなかった場合や、犯した罪が非常に軽い場合などでは、逮捕されません。これに対し、被疑者が逃げてしまうおそれがあったり、証拠を隠滅してしまうおそれがあるような場合には、逮捕されて身柄が拘束されることになります。警察官は、被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送らなければなりません。ちなみに、平成22年に検察庁が新規受理した人数は、156万人余り(延べ人数)です。

逮捕された被疑者の身柄が検察官に送致されたとき、検察官は、被疑者に逃走のおそれや証拠隠滅のおそれがある場合に、裁判官に対して、引き続き身柄の拘束(勾留)を請求します。勾留期間は10日間ですが、更に10日間延長されることがあります。

被疑者が逮捕・勾留された場合、留置施設に身柄が拘束されることとなりますが、留置施設での生活は、余り快適なものではありません。

捜査が十分進むと、検察官は、被疑者に対する処分をどうするか判断することになります。有罪に持ち込む証拠がない場合や、そもそも犯罪にならないような場合には、検察官は起訴しません。また、被疑者が犯罪をしていると思われる場合でも、犯罪が軽微で真摯に反省しており再犯のおそれがないような場合には、起訴しないことができます(起訴猶予)。ちなみに、平成22年に検察庁が不起訴とした人数は、91万人余り(延べ人数)です。

これに対し、有罪に持ち込む証拠が十分ある場合で、刑事罰を受けてもらうことが必要だと判断した場合には、検察官は起訴します。起訴には、公判請求(法廷での正式な裁判を受けることになるもの)と、略

式命令請求（被疑者が争っていない一定の軽微な犯罪について、書面審理で、簡易裁判所から罰金を科されるもの）があります。ちなみに、平成22年に検察庁が公判請求した人数は11万人弱で、略式命令請求した人数は40万人弱（いずれも延べ人数）です。勾留されている被疑者が、勾留期間中に起訴されないときは、釈放されることとなります。これに対し、勾留期間中に起訴されると、その後も身柄拘束が続きますが、判決言渡しまで仮に身柄を解放してもらう制度（保釈）もあります。

被疑者が起訴されると、裁判所で審理が行われます。なお、被疑者は、起訴された後は呼び方が変わり、被告人となります。審理では、検察官が、被告人が有罪であることや、犯情が重いことなどを証明しようと活動します。これに対し、弁護人は被告人が無罪であることや、有罪であるとしても有利な情状があることなどを証明しようと活動します。こうして審理が尽くされたうえで、裁判所が判決を下します。ちなみに、平成22年に裁判所が有罪とした人数は、罰金略式命令を含め47万人余り、そのうち、罰金刑が40万人余り、懲役刑と禁固刑が合計7万人弱（そのうち執行猶予が4万人余りなので、実刑は3万人弱しかありません。）、死刑が9人（いずれも延べ人数）です。これに対し、無罪は僅か86人しかありません。

このように、犯罪を捜査するのが警察官や検察官の役割であり、起訴された被告人の処分を決めるのが裁判所の役割です。われわれ弁護士は、刑事事件においては、弁護人として被疑者や被告人の弁護に努めることとなります。一介の個人である被疑者が、国家権力を体現する警察官や検察官から取調べを受けるのは、なかなか大変なことです。殊に、逮捕・勾留されると、かなりつらいこととなります。余りにつらすぎて、ついうっかり、やってもいないような事を行ったと言ってしまうかもしれません。その

ようなことのないよう、弁護士は、被疑者を励まし、適切なアドバイスしたりします。また、違法・不当な勾留をされないよう努力したり、被害者に弁償するなどして、なるべく不起訴処分や略式命令請求にもらえるよう努力したりします。万一、無実の人が起訴された場合には、無罪を主張して争います。無実でない人が起訴された場合でも、不当に重い刑罰を科せられないよう、努力することとなります。このように、弁護士は、刑事事件において極めて重要な役割を担っているのです。

S・A・A報告【3つの箱】

*ニコニコ箱

松本良二会員 桜満開!タイガース絶好調(すぐへたるけど)

小門篤子会員 入園式も無事終了。今日から新入児も登園してきました。毎年の事ながら、門番で頑張っています。

三木民生会員 霜注意報は、野菜植え付けの基準。天候の良い日は必ず注意報が出る此の頃です。しかも近畿全域とは。苗屋さんも急いでいない。春をゆっくり満喫してからのスタート。

後和信英会員 昨日、地区大会に出席されたメンバーの方々、お疲れさまでした。田邊さん本日の卓話宜しくお願い致します。

小形みちる会員 本日の卓話楽しみにしております。田邊会員宜しくお願い致します。

本日合計額 25,000円 今年度累計額 1,055,000円

*ロータリー財団

小門篤子会員 三木民生会員

本日合計額 4,000円

*米山奨学

小門篤子会員 三木民生会員

本日合計額 5,000円